

令和6年12月
千早赤阪村議会総務民生常任委員会
会議録

開会 令和6年12月5日

閉会 令和6年12月5日

千早赤阪村議会

令和6年12月総務民生常任委員会会議録

1. 招集年月日

令和6年12月5日

2. 招集の場所

千早赤阪村役場 議事堂

3. 出席委員

委 員 長	徳 丸 初 美	委 員	服 部 幸 令
副 委 員 長	藤 浦 稔	委 員	吉 田 昭 之
委 員	千 福 清 英	委 員	田 村 陽
委 員	井 上 浩 一		

4. 欠席委員

な し

5. 本委員会に説明のため出席した者の職氏名

村 長	菊 井 佳 宏	危機管理課長	尾 谷 浩
村政戦略部長兼産業建設部理事	池 西 昌 夫	総 務 課 長	菊 井 秀 行
総務部長兼産業建設部理事	日 谷 順 彦	会計管理者兼税務課長	倉 真
健康福祉部長	中 野 光 二	住 民 課 長	酒 見 健 司
戦略推進課長	安 井 良 之	福 祉 課 長	山 谷 光 代
秘書企画課長	北 浦 信 行	健 康 課 長	仲 谷 聡 子

6. 本委員会に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	柏 原 美 佳	議会事務局書記	土 井 達 也
--------	---------	---------	---------

7. 付議案件

1. 議案第58号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
2. 議案第59号 千早赤阪村事務分掌条例の改正について
3. 議案第60号 千早赤阪村職員定数条例の改正について
4. 議案第61号 職員の退職手当に関する条例の改正について
5. 議案第63号 令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算（第8号）
6. 議案第64号 令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算（第4号）

午前10時45分 開会

○徳丸委員長 皆さん、改めまして、おはようございます。

ただいまの出席委員は7名です。定足数に達していますので、総務民生常任委員会を開催します。

本委員会に付託されました案件は、条例4件、補正予算2件、計6件となっています。ご審議のほどよろしくお願いします。

なお、付託された案件の提案説明は本会議において受けていますので、省略します。

審議は1議案ごとに担当者より説明していただき、採決を行います。

それでは、順次議題とします。

議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

菊井総務課長。

○菊井総務課長 議案第58号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてご説明いたします。

本議案は、令和4年6月17日に刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の公布されたことに伴い、懲役及び禁錮を廃止し、新たに拘禁刑を創設するなどの改正が行われ、各村の条例で引用している箇所を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表をご覧ください。

第1条の改正では、千早赤阪村個人情報の保護に関する法律施行条例。

次に、第2条の改正では、一般職の職員の給与に関する条例。

次のページをご覧ください。

第3条の改正では、職員の退職手当に関する条例。

次の5ページをお開きください。

下段のほうに、第4条の改正では、千早赤阪村ラブホテル建築規制条例。

次のページをご覧ください。

第5条の改正では、千早赤阪村消防団条例。

第6条の改正では、千早赤阪村非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の6つの条例で引用しています禁錮や懲役を、拘禁刑に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は令和7年6月1日に施行するものでございます。

第2項以降につきましては、罰則の適用等に関する経過措置を規定するものでございま

す。

以上、説明いたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。基本的なことで申し訳ないんですけど、今回懲役及び禁錮を廃止し、そして新たに拘禁刑が創設されたってことなんですけど、これはどういった事情によるものなのかお伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 まず、懲役刑と禁錮刑を説明させていただきますと、ご存じのように懲役刑は刑務作業が義務となっています。禁錮刑につきましては刑務作業はないということになってるんですけれども、その受刑者が刑務所長の許可があれば刑務作業ができることになっています。また、受刑者の割合なんですけれども、懲役刑の方が令和4年度時点で約1万4,000人で、禁錮刑の方は100人を満たないということになっております。これがまず実情になっております。

拘禁刑が創設された理由としましては、やっぱり受刑者の方の改善更生を図るために、各自それぞれの、例えば高齢者であれば健康に関するケアをするような作業をしていただくとか、そういった受刑者の方がまた社会復帰できるような活動であったりとかをそれぞれ柔軟にできるように、今までは懲役、禁錮とかというふうになってたんですけれども、拘禁刑を創設することによってそれぞれの受刑者に合わせた取組をするということで、拘禁刑っていうのを定めたようです。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました、ありがとうございます。実際は懲役刑の方は1万4,000人いらっしゃるって、禁錮刑の方は100人以下ということで、もう圧倒的に懲役刑の方が多いと。また、拘禁刑に改めることでより更生に向けた活動がしやすくなるというような観点から改正されたということですね。了解いたしました、ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第５８号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第５９号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 それでは、議案第５９号千早赤阪村事務分掌条例の改正についてご説明いたします。

この改正は、組織体制の見直しを行うものでございます。

第１条は、部の設置に関する規定でございます。現在の４部制を３部制に再編するもので、総務部、民生部、産業建設部を設置します。

第２条は、各部における事務分掌の規定でございます。内容につきましては別紙の参考資料で説明させていただきますので、Ａ３の資料をご覧ください。

右側が改正後となっております。

各部の主な業務についてご説明いたします。

まず、総務部でございますが、部の中に総務政策課、秘書財政課、自治防災課、税務課を設置します。総務政策課の業務は、現在の総務課の業務から財政に関する業務を秘書財政課に移管し、秘書企画課の企画、広報等に関する業務を統合します。また、公共交通に関することについて担当します。

秘書財政課の業務は、現在の秘書企画課の秘書、人事、給与等に関する業務と総務課の財政に関する業務を統合します。

自治防災課の業務は、現在の危機管理課の業務に加え、地区長に関することについて担当します。

税務課の業務は変更ございません。

次に、民生部でございます。

部の中に住民課、福祉課、健康課、こども課を設置します。

住民課の業務は、現在の住民課の業務から環境衛生、公害に関する業務を農林環境課に、福祉医療に関する業務をこども課等に移管します。

福祉課の業務は、現在の福祉課の業務から子育て支援に関する業務をこども課に移管します。

健康課の業務は、変更ございません。

こども課の業務は、他課から業務の移管を受け、子育て支援全般に関する業務について担当します。認定こども園、学童保育に関することについても担当します。

次に、産業建設部でございます。

部の中に農林環境課、都市整備課を設置します。

農林環境課の業務は、現在の農林商工課に関する業務に加え、住民課から移管を受け、環境衛生、公害に関する業務を担当します。

都市整備課の業務は、現在の都市整備課に関する業務に加え、戦略推進課から移管を受け、企業誘致に関する業務を担当します。

教育課の業務は、現在の教育課の業務から認定こども園、学童保育に関する業務を子ども課に移管します。

議会事務局は、変更ございません。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

吉田委員。

○吉田委員 すみません、ご説明ありがとうございました。これなんですけども、4部制から3部制になるメリットのほうは提案理由により分かったんですけども、言葉が悪いんですけども、想定されるデメリット、問題が起きるであろうということはどういうものが考えられるか教えてください。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 今回、4部制から3部制に組織のほうを改編させていただくというところで、部が少なくなるということで、今ご質問を受けたデメリットというところなんですけども、デメリットのないように各課、各部を設定したわけでございますが、やはり住民さんにとっては新しい課、新しい部ができたなら、なかなかどこでどういうふうなことを担当してるかというようなところが分からないところもあります。その点につきましては、広報とかホームページとかいろんなところで周知していきたいというふうに考えております。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

藤浦委員。

○藤浦委員 先ほどの説明で、総務政策課に公共交通に関することというのも入ってるっちゅうことを説明されたんで、その点についてちょっとお伺いします。

昨年の金剛バスの廃業で公共交通の業務が増大して都市整備課の負担となっていたので、私は業務の見直しを再三発言して、また要望もしてきたところです。そのときに前村長は全く私と同じ考えで、村全部で考えるのが問題やっちゅうようなことを答弁言っていたんですけど、その後全く動きがありませんでした。やっとな今回動いたということをご認識させてもらいました。

そこで、今回総務政策課で担当されることになるのですが、地域公共交通利用料助成事業、タクシーチケットも含めて総務政策課の業務になるのか教えてください。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 はい、お見込みのとおりでございます。タクシーチケットにつきましても総務政策課のほうで担当するということになります。

○徳丸委員長 ほかに。

藤浦委員。

○藤浦委員 公共交通の業務、前からも言っていたように、担当課だけでなく福祉課、通学バスを運行している教育課、道路担当の都市整備課、そして社会福祉協議会など様々な関係機関の協力体制が必要であると認識しておりました。私は、強いては全村的に取り組んでも難しい問題と認識しております。そこで、地域公共交通の担当であった村長を筆頭に部長、課長が連携し、新村長のもと、村に合った地域公共交通となるよう要望しておきます。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

井上委員。

○井上委員 説明ありがとうございました。

内容は大体分かるんですけど、あとこれを行うに当たってこの結果というか、されてどうという流れでこうなりましたと、成果が大体どういう形で集約されてどういうふうの評価されるのか、その辺をもし今分かっておられれば教えてください。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 今回の組織改編につきましては、村長が替わりまして当初から、各部長に対してはどういうふうにしていったらいいとか、そのあたりは村長からいろいろ話がされておりました。それで、8月に各課に対して組織改編について

意見をもらうということで各課職員から意見をもろうて、それで取りまとめたという経緯がございます。それを取りまとめまして、最終また各部長から意見をもらって決定したというふうなところになっております。

それで、今回4部制から3部制にさせていただいたところの大きな理由といたしましては、皆様もご存じかと思いますが、村の職員は中間層がなかなか今少ないというふうなところがありまして、なかなか管理職を増やすこともできない、その辺もありまして、課は現在の12課にとどめさせていただいております。スリム化することで効率を上げるというふうなことでさせていただいております。結果どういうふうになるのかというところですが、いろいろ住民の皆様からもご意見は出るかなと思いますけれども、そのあたりはまた住民の皆様の意見を聞きながらまた行政のほうを進めていきたいというふうに考えております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。流れ的にはそんな感じになってたということで。

最後質問したのは、評価はどうされるのかということなんですけど、その辺は何か考えておられることはあるのでしょうか。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 今、最後に住民の皆様からいろいろな意見があるかなということで答弁させていただいたんですけども、やはりその辺は村としてこの組織が適当であったんかと、その辺はやっぱし評価して今後に生かしていくというふうなことになると思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

田村委員。

○田村委員 ずらっと拝読させていただいたところ、やっぱりちょっと気になったのが、総務政策課の所掌することになる事務が多いんじゃないかというふうに考えたんですけども、その点はどういうふうにお考えなのでしょうか。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 今ご指摘いただきました点につきましては、担当課でもいろいろ議論させていただきました。先ほどもお話しさせていただいたように、なかなか課も増やすことができないというところで総務課の事務が増えているというふうなところですが、そのあたりにつきましては適材適所ということで、担当、今まで経験のある方、その方を配置するというところでさせていただきたいなというふうに考えて

おります。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに。

田村委員。

○田村委員 分かりました。

例えば今回から以前の総務課と比較しますと、村政の企画及び総合調整に関することについてということで、企画が1つ入ってきてるなというふうに思うんですけども、かねてから以前、戦略推進課ができる前、地域戦略室でしたかね。この頃から、やっぱり企画のほうで考えた企画をずっとそのまま企画が持ち続ける、担当し続ける、担当課のほうになかなか仕事を下ろせないっていうような状態とかが結構あったと聞いてるんです。そうなってくると、やっぱり企画がどんどんどんどん仕事を抱えることが増えてきて、そうなってくると、なかなか次に新しい企画を進めていくこともできないっていう、そういう問題がかねてからあったというふうに伺っております。その点で、例えば各担当課自体にもっと企画とかを考えていただくとか、そういった形で進めていくというふうなお考えというのはいかがでしょうか。

○徳丸委員長 菊井村長。

○菊井村長 その件につきましては委員がおっしゃるとおりでございまして、私も当然主要なところは企画部門が政策なりをやっていくんですけど、やっぱり各課についてもそういう企画の発想力が必要なんです、そういったことにつきましては各課のほうでの発想をもっと反映して、そして最後は総合的に企画担当課のほうで判断をやっていくような組織づくりができれば理想かなと思ってますんで、その辺につきましてはまた各部長、課長のほうから各担当のほうにいいアイデア、企画力をどんどん出してもらうような感じで取組ができるような組織体制づくりに今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。いろんなここをこうしたらもっとよくなるんじゃないとか、そういう部分を一番分かっておられるのはやっぱり現場の職員さんかなとも思っていますんで、やっぱり庁内全体で、役場の職員さん皆さんで創意工夫してどんどんよい村政をつくっていけるような、そういう体制にさせていただけたらなというふうに思います。

あと、これまで戦略推進課のほうで脱炭素に関することについてというのがここの事務分掌にありますけども、脱炭素に関して何かがあったということを伺ってきた記憶があまりないんですけども、これ、結局脱炭素はどういうことをされていたのか。そして、今回見たと

ころ脱炭素がなくなっていると思うんですけど、その理由っていうのを伺いできたらなと思います。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 脱炭素に関すること、メインとしましてはゼロカーボンシティ宣言に関することということで、特命ということで我々戦略推進課のほうで預かっておりました。流れとしましては、ソーラーパネルの設置とかそういったもんを取りにいくときにゼロカーボンシティを宣言すべきやということであつたんですが、ただ地球温暖化防止の実行計画、事務事業編のほうは村のほうではつくってたんですが、クイック施策編のほうはまだできてませんでしたので、いわゆる村民の考えとかどんなふうにやっていくとか、広くっていう計画になるんですが、そちらのほうはまだなかなか調整が原課のほうでできていなかったということで、ほんで宣言案のほうは、案としてはある一定、金剛山の里を守り育てる環境条例がありましたので、それに沿った形で案づくりをしていたんですが、結果的には宣言までは至っていないということで、今回事業がここで止まっているという状況でございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。なかなか進めていくことが難しかったという事情があつたということですね、了解いたしました。

あと、もう一つ、前の改編案をいただいた当時から多分指摘させていただいてたと思うんですけども、観光戦略は戦略推進課の所管で、ほんで農林商工課が観光に関することの所管ということで、観光戦略と観光っていうのは一体何がどう違うんだろうというのが当時からあつたというふうに記憶してるんです。結局やっぱりそこら辺は、今回のこの改正案では観光戦略に関するというのが消えているというところを見ると、やっぱりなかなかそこら辺のすみ分けというのは事情難しかったっていうところがあるんですかね。

○徳丸委員長 池西部長。

○池西村政戦略部長兼産業建設部理事 今委員にご指摘いただいたように、なかなか観光戦略ということでできていなかったというところは事実あつたのかなと思います。今回観光のほうは農林環境課、こちらのほうに一元化するというところで、またこちらのほうで同時に観光のほうも進めていくということで考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 これ、戦略推進課のほうでこの観光戦略に関して何か計画とかそういったも

のを作成しておられたんですかね。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 こちらのほうが、楠公誕生地周辺のメインとして、万博開催に向けた形でそういったにぎわいづくりということで、コンセプトづくりとかそういった形で進めてきたというのが実績としてあります。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 率直に言って、観光戦略というふうにお聞きすると、村全体の観光施策、金剛山とかを含めて、そういったものを今後どうしていくのかというふうな計画を作成していくというような意図だったのかなと僕らは解釈してたんですけど、というよりは、実際には楠公誕生地の周辺のあの辺りの話っていうのがメインだったということですね。分かりました、了解いたしました。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第60号千早赤阪村職員定数条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 それでは、議案第60号千早赤阪村職員定数条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、多様化する行政サービスに的確に対応し、持続可能な行政運営を行っていく

ため、必要な人員を適正に配置する必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

本条例では、職員定数に算入される職員数、いわゆるフルタイム勤務の職員数の上限を定めています。事務分掌条例の改正による組織の変更や定年延長なども踏まえ、各部局の人数を調整しています。

新旧対照表をご覧ください。

第2条第1号は村長の事務部局の職員で、80人から82人に増やします。

第2号は議会の事務部局の職員で、2人から3人に増やします。

第4号は教育委員会の事務部局の職員で、15人から12人に減らします。

附則として、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

ありませんか。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。以前にちょっとお伺いしたときに、これはあくまで定数で実際とはちょっと食い違うところがあるっていうふうにお伺いしてたんですけど、そこで現状の実際の人員の職員数っていうのを教えていただけますでしょうか。

○北浦秘書企画課長 実際の職員数のご質問ということで、12月1日現在で村長の部局が75人、議会の部局が2人、教育委員会事務局の部局が9人となっております。合計86人となっております。

以上です。

○徳丸委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。やっぱり大分と人員が実際とは離れているってことなんですけど、実際のところとしてやはりこれは大分実際人手が、やっぱり定数どおりの人員が欲しいけれど、現実としてなかなかそこには至っていないというようなところが実際のところなんですかね。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 今回の条例については、先ほど申し上げたように上限を定めるものとなっております。実際のところにつきましては、定員適正化計画ということで別途計画がございまして、そちらの計画では職員の現状であったり他団体の比較などを行いまし

て、各年次での目標値を定めております。そちらでは令和6年度の職員数は合計で92人となっておりまして、やはりそういう意味では足りていないという現状はあります。ただ、令和7年度が計画値では91人になっておりまして、現在採用活動を行っておりますので、そちらで充足していきたいというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 ありがとうございます。新規採用も一つ大事であると思うんですけども、退職者数が非常に多いというのがずっと数年続いてますんで、そういった仕方で退職をしたいと職員の方があまり思わないような職場づくりというのを努力していただけたらなというふうに思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第60号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第61号職員の退職手当に関する条例の改正についてを議題とします。

本案件について説明を求めます。

北浦秘書企画課長。

○北浦秘書企画課長 それでは、議案第61号職員の退職手当に関する条例の改正についてご説明いたします。

本議案は、雇用保険法の一部改正に伴い、職員の退職手当に関する条例のうち、関連規定の改正を行うものでございます。

1ページをご覧ください。

第10条は、職員の退職手当のうち、失業者として雇用保険法に準じて受給する退職手当について規定されている部分です。

2ページをお願いいたします。

第11項第4号及び第14項の改正は、雇用保険法の就業促進手当に関する規定の変更に伴う改正です。

3ページをお願いいたします。

附則第9項は、通算規定の対象となる旧電電公社に関する規定の改正です。

附則第16項は、給付日数の延長に関する暫定措置の期間を令和9年3月31日に延長するものです。

4ページをお願いします。

附則として、施行期日は、附則第9項の改正規定は公布の日、それ以外は令和7年4月1日とします。

以上、説明とします。よろしくお願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

田村委員。

○田村委員 どうもご説明ありがとうございました。1点お聞きしたいのが、2ページの「職業に就いた者」というのが「安定した職業に就いた者」というふうに変更されているってことなんですけども、この安定した職業っていうのは具体的にどういうことが意図されているのかお伺いできますでしょうか。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 こちらの文言につきましては、雇用保険法の改正に伴う改正となります。安定した職業はどういったものを指すかという点につきましては、雇用保険法施行規則の中で、1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業、もう一点は、事業を開始した受給者となってまして、その事業については当該受給者が自立することができる公共職業安定所長が認めた者に限るというようなことになってまして、そういった職業に就く場合に限定されるという規定になっております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。ということは、1年を越えて就業するのが確実ということは、有期で働いておられる方もここには含まれてくるということですね。要は多分2年、3年とかの契約で働かれる方もこれに含まれてくるってことですね。了解いたしました。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

井上委員。

○井上委員 すみません、ちょっと基本的なことなんですが、この法改正によって、あらかたでいいんですけど、何がどう変わるんか教えていただければと思います。

○徳丸委員長 北浦課長。

○北浦秘書企画課長 こちらの規定につきましては、退職手当が雇用保険法で補償される失業手当に該当する部分について退職手当で保障されてるということですので、あまり実際のところ大きな影響はないのかなというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 ほかにありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第61号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第63号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案件の総務民生常任委員会所管分について説明を求めます。

菊井総務課長。

○菊井総務課長 議案第63号令和6年度千早赤阪村一般会計補正予算(第8号)、総務民生常任委員会所管分についてご説明させていただきます。

まず、歳出についてでございます。

10ページをお願いします。

右側のページの説明欄をご覧ください。

上から、その他財産維持管理費は、旧千早赤阪村自然休養村管理センター進入路補修に係る修繕費の増額、旧千早小学校下樹木剪定業務及び小吹台緑公園樹木剪定業務の委託料

の増額でございます。

次に、会計事務費は、VALUXサービス料金改定に伴う通信運搬費の増額でございます。

次に、戦略推進事業費は、楠公誕生地周辺活性化事業見直しに伴う土地鑑定評価業務及び地籍整備推進調査委託料の減額並びにスマホ道場の入門編テキスト増刷見送りに伴う印刷製本費の減額でございます。

次に、障害福祉関係事業費は、障がい福祉システム改修に伴う委託料の増額でございます。

介護訓練等給付事業費は、給付費の増加に伴う扶助費の増額でございます。

障害児施設措置給付等事業費は、給付費の増加に伴う手数料及び扶助費の増額でございます。

子ども医療費助成事業費は、18歳以下の子どもの通院、入院の増加に伴う扶助費の増額でございます。

介護保険総務費は、利用者の増加に伴う居宅サービス計画作成負担金の増額でございます。

介護保険特別会計繰出金は、介護保険特別会計に伴う繰出金の増額でございます。

次に、保健センター管理事業費は、保健センター1階女子トイレ暖房便座の取替えに伴う修繕費の増額でございます。

予防接種事業費は、令和5年度の感染症予防等国庫負担金、新型コロナワクチン接種体制確保事業補助金及び新型コロナワクチン接種事業負担金の返還に伴う補正でございます。

次のページにかけてですが、母子保健事業費は、令和5年度母子保健衛生費国庫補助金及び出産・子育て応援交付金の返還に伴う補正でございます。

中段にあります広域消防事業費は、令和5年度消防事務委託費の精算に伴う増額でございます。

災害対策費は、B&G海洋センターのサーモグラフィー修理に伴う修繕費の増額、ドローン免許取得に伴う手数料の増額でございます。

次に、8ページをご覧ください。

歳入でございます。

民生費国庫負担金は、障害児施設措置費負担金及び障害福祉サービス等負担金でございます。

総務費国庫補助金は、地籍整備推進調査費補助金の減額でございます。

民生費国庫補助金は、障害者自立支援給付支払等システム改修補助金でございます。

民生費府負担金は、障害児施設措置費負担金及び障害福祉サービス等負担金でございます。

民生費府補助金は、医療費補助金でございます。

繰入金は、財政調整基金繰入金を増額し、ふるさと応援基金繰入金を減額するものでございます。

雑入は、居宅支援サービス計画料、町村振興共済事業補助金弁償金でございます。

以上、説明とさせていただきます。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

田村委員。

○田村委員 歳入についてお伺いしたいんですけども、今回繰入金のところではふるさと応援基金繰入金が900万円の減額となっておりますが、この900万円はどの支出に充てられる予定だった分なんのでしょうか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 この900万円は、地籍整備推進調査委託料の減額に伴うものです。

以上です。

○徳丸委員長 よろしいですか。

田村委員。

○田村委員 戦略推進事業費の地籍整備推進調査委託料、これは楠公誕生地の分というふうにお伺いしておりますけれども、これは以前ご説明いただいたところによりますと、計画等を作成して、その上で申請という形を取れば相当額が国負担となって、村負担は数十万円で済むというふうに以前ご説明いただいたと思うんです。もし僕が実行する立場であれば、もちろん負担が少ないほうを選ぼうというふうに思うのが普通かなと思うんですけれども、この予算制定時は前村長ですから、何かこれは理由があって1,000万円以上の負担をするほうを選ばれたということなんですか。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 こちらのほうの事業につきましては政策的なものということで、理事者決裁ということで進めておったんですが、村の方針としましては、当時は2025大阪・関西万博の開幕に間に合うよう何かしらの手をつけていきたいという当時の村の思いがあったというふうなことで、今回補助率は低いですが、早期実現が可能なこの補助金を採択したというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 とおっしゃられましても、2025年が万博で、どう考えてもこれは間に合う話ではないと思うんです。であれば、慌てて進める意味っていうのが一体どこにあったのかなと私は正直やっぱり思うんです。村にとって1,000万円ってお金は安い金額ではありませんし、1,000万円あればそれこそ新しいおむつが何個買えるだろうということだと思うので、その点についてはどういう思いがあったのか、何かご存じのことがあれば教えていただきますでしょうか。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 我々のほうとしましては、当時は部長会という会議がありまして、そこで幹部の方で理事者の意見を聞きながら進めておられたと。だから、基本的には村の政策という形で進めておったので、内容については我々のほうでは存じていないというのが実情でございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。なかなかそれ以上のことは職員という立場からは分からないということですね。了解いたしました。

続いて、今回大分と民生費のほうで社会福祉総務費ですとか子ども医療費助成費ですとか、結構金額が大きいかなと思うんですけれども、これは何か理由があって金額がちょっと膨らんだということなんでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 民生費の障害福祉サービスとか障がい児の施設等の給付のサービスとかにつきましては、前年度よりもやっぱり受給される方が増えたということで、障害福祉サービスのほうにつきましては、入院中であった方、重度の障がい者の方が入院中であって、退院されて在宅生活を選ばれまして、そちらのほうで介護サービスがかなり必要であったということもありまして給付費のほうが増えたということが増の原因でございます。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 山谷課長と同じ会話をちょっと前にもしたような気が、たしか決算委員会でも同じような感じで増額があったというふうにおっしゃっておられたと思うんですけれども、なかなかこの増額っていうのは予算段階では読みにくいところがあったっていうことなんでしょうか。

○徳丸委員長 山谷課長。

○山谷福祉課長 当初予算につきましては例年10月ぐらいにさせていただきますので、半年のタイムラグもありますし、重度障がい者の方が増えたということもその半年の間であつたかと思います。

以上です。

○徳丸委員長 田村委員。

○田村委員 分かりました。元の金額も結構、特に社会福祉総務費ですとか金額も大きいので、パーセンテージにすると10%もいかないぐらいの変動ってことなんですかね。分かりました、了解いたしました。予算策定時にできるだけ、将来の見通しは難しいとは思いますが、また考えていただけたらなというふうに思います。ありがとうございます。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

井上委員。

○井上委員 歳出の一番上のその他財産維持管理っていう部分なんですけど、先ほど何か3点ほどおっしゃってたんですけど、できたらちょっと細かく教えていただければと思うんですけど。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 まず、その他財産維持管理費の修繕費31万9,000円につきましては、旧自休村センターの進入路の舗装の改修です。今現在アスファルト舗装をしているんですけども、そこが老朽化で穴の空いているような形になっているっていうところを、こちらの積算では25平米当たりの舗装をし直すという計画です。

樹木伐採等の委託料27万7,000円につきましては、旧千早小学校の下にあるグラウンド側の村道側に樹木が立ち並んでと思うんですけども、地区からの要請でその樹木の剪定、あと緑公園の山側のフェンスのところ、隣の私有されてる土地からツタとかつかつるがこちらのほうに来てまして、そういったものの伐採等を考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。

この休養村センターの舗装改修なんですけど、これは言うてはる通路全面みたいな感じですか。

○徳丸委員長 菊井課長。

○菊井総務課長 先ほど25平米ということで、先ほど説明した穴の空いているところを

四角に切らせていただいて、悪い部分を改修する予定でございます。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございました。

あと、続いてその下、さっき田村さんが質問されてた戦略推進事業費の減の分なんですけど、これは自分の認識では土地の部分だけ何か進めておられるような認識だったんですけど、全然進まずに今回も全面的にもう何もしないっていう認識でよろしいんですかね。以前お聞きしてたのは、誕生地周りの土地を調査して何か区画を調べるみたいなお話を聞いてたと思うんですけど、そういう思いでよろしいのでしょうか。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 令和6年度事業としてはもう今回これで終了ということで考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 そうしましたら、前の村長が計画されてた内容というのは、もう何か全然なくなったみたいな感じで思ったら妥当なんですかね。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 今回、令和6年度の事業としては一旦見直しという結果が出ましたが、村の第5次総合計画の中で地域活性化の拠点づくりというのも項目にありますし、村長マニフェストの中でもにぎわいをつくっていこうということになりますので、6年度としては一旦見直しになりますが、これからの検討になるというふうに考えております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございました。っていうのは、昨日一般質問があって、田村さんでしょうかね、質問されてて、お答えで何か道の駅を中心としてみたいな答えがあったような気がするんですけど、何かそういう流れで考えておられるんですかね。

○服部議員 多分藤浦さんでしたね。

○井上委員 藤浦さんでしたっけ。その辺、考えがあれば伺います。

○徳丸委員長 菊井村長。

○菊井村長 すみません。令和6年度の件につきましては、今課長が答弁させてもうたように、鑑定の分と整備調査のほうは一旦止めて減額させてもらいますけど、ここの部分に

つきましては、昨日答弁させてもうたようにやはり道の駅の老朽化、そしてあちらのほうについてはやっぱり観光の拠点ということもありますので、何らかの形で整備っちゅうんですか、住民の皆様、議会の先生方の声を聞きながら事業を進めてまいりたいと考えております。そういうためには、やはり財源資本につきましては大阪府さんの支援が必要で、今後大阪府さんのほうから支援がいただけるような感じで事業のほうについては取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございました。引き続き何らかの形でされるということで、言うたら前の計画自体は白紙に戻ったと思ったらいいんですか、そういう認識でよかったんですか。

○徳丸委員長 菊井村長。

○菊井村長 まあ白紙といいますか、土地鑑定とか整備まですれば、もう土地を買うっていうのが前提になりますんで、そこまで大規模に土地を買う必要があるんか、そういったものも考えてまた今後検討させてもらいたいなと思っておりますんで、よろしくお願いします。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 計画っていうか、何か140万円ぐらいかけて調査してはったと思うんですけど、それも一応ゼロになるっていうことでよろしいんですかね。

○徳丸委員長 安井課長。

○安井戦略推進課長 先ほど村長が申しましたように、今回の村長マニフェストの中にも、村民と共につくる安心して暮らせるむらづくりの楠木正成誕生の地としての魅力づくりを進めていくということになります。ほんで、その中で、今村長が申しましたとおり、道の駅については一定手を加えていかなあかんなど。そのコンセプトについては、令和4年度に作りましたファームベースということで、現在村民の方が少ないということになりますので、村民だけじゃなしに村を愛する方々、それとか事業所が一緒になってこのコンセプトをつくったファームベースという言葉のもとに整備を進めていきたいという思いはまだ生きているというふうに担当のほうでは思っております。

以上です。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました、ありがとうございました。その思いで継続してやっていただければと思います。

あと、民生費、下のほうです、先ほど田村さんも質問されていましたが、結構増額になってますよと。その原因については教えていただいたんですけど、大体分かったんですけど、私がちょっと最近気にしてんのは、村内にも施設がありまして、最近何か中で働いてる方から施設としてそぐわないんじゃないかみたいな内部通報みたいななんがあったんですけど、それに対して一つも村が動かないという意見をいただいてまして、これはほか、富田林とかに聞くと、それは何で村が動かないのか分からへんというお返事をいただいたんですけど、実際そういう通報があった場合はどうされるんですか。村として何もしないんですか。

○徳丸委員長 もう少し具体的に。

○井上委員 言うたら、介護やデイサービスとかの施設で、例えば人員がそろってないのにその方の人員分の請求がされてるとか、そういうことがあるという通報があった場合、村はどうされるんですか。例えば立入りに入るとかそういうことはされるんですか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 今現状で村に対してそういった通報はございませんが、通報があったことがあれば調査のほうは必要かというふうに考えております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 何か相談とかというレベルでは動かんということですか。もうきっちりしたおかしいやないかという、そういう証拠があって、ここを調べてくれみたいな形じゃないと動かれへんってことですか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 今現状そういった相談もございませんが、ただ事実ということで何か根拠的なものがあれば、その辺は調査が必要かと考えております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 何でこういうことを言うかということ、やっぱり給付費とかは村のお金ですから、それが搾取されるっていう形になると思うんで。富田林市とかそのあたりに相談に行くと、大阪府のほうではそれは動かないというのは考えられませんか、みたいなお話をいただいたりするんで、その辺を疑問に思ったんで今回ちょっと質問させていただいたんですけど。

あと、その下の介護保険総務費とか、この辺も同じような形で私は一般質問をしようとして尻切れトンボになっちゃったんですけど、この介護保険関係でも前回も質問しましたが、歯科の関係で不正があって、実際お金も返されてると、そういう事実もあるんですけど、村は把握をしながら調査もできないのかなって何か非常に疑問なんですけど、訴

えがなかったら動きませんみたいなことを言われてるんですけど、調べるとかという権限はないんでしょうかね、村に。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 ご指摘の件ですが、当時は一応確認をさせていただいて、ほかにはそういったことはなかったというふうには聞いております。一般質問でも答弁いたしました、その件について村の顧問弁護士また大阪府警本部にも一応相談いただきましたが、現状で明確な根拠となるものがないということで、村としてはこれ以上難しいんじゃないかというふうな回答を得ております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。まあ同じ答えですね。

富田林の保健所とか、あと大阪府のほうに相談すると、やはり何か全く動かんというのはおかしいんじゃないかっていうことを言われてるんですけど、私も何で村のお金がそうやって消えていっているのに村の権限で何もできないのかなってというのが、実際に証拠がないっておっしゃいますけど、様々私も出させていただいたんですけど、それでは足らんということなのかよう分かんないんですけど。調べるってということだけでも、そういう権限があるんかないんかだけ教えてもらえますか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 保険者が村ですので、そういったことで例えば連合会のほうから一応審査していただいて、この件について疑問があるとかというようなことであれば当然村として確認はいたしますが、今現状ではそういったところもございませんし、また確認をしたところ、ほかにそういった件はなかったということですので、今現状では特にそれ以上のことはございません。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 その調べたところっていうのは、何をどういうふうに調べられたんですか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 ご指摘いただいている医療機関につきましては、当時レセプト等で確認はしたというふうには聞いてございますが、そのときにはそういった件でほかにはなかったというふうには聞いております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 そのレセプトっていうものなんですけど、それも一旦こちらに帰ってきてチェックは入れるっていうことなんですけども、どうもお話を聞いてると電算でやってはるみたいで、ある一定のレベルでしか見れていないと思うんですけど、例えばこの期間、こ

の期間でチェックをもう一回入れてほしいとかということはできるんでしょうか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 レセプトにつきましては村のほうでも一応点検はいたしておりますが、またもしそういったおかしい点があれば国保連合会のほうに再度点検の依頼をするということで考えております。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 何回もになって申し訳ないんですけど、その点検っていうのは実際多分データで飛んでくると思うんですけど、一件一件確認されてチェックされるってことですか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 一応国保連合会のほうでチェックをされて、そこで特におかしな点がないということで返ってきておりますので、一件一件チェックのほうはしておりません。仮にそういったことで疑問な点があるということであれば、その件に関しては確認をしているというところでございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 そしたら、ここからこの間で疑問がありますんで細かくチェックしてくださいって言えば見てもらえるんですか。

○徳丸委員長 中野部長。

○中野健康福祉部長 ご指摘いただいた件につきましては、当時レセプト等で一応確認したと。その結果、特にそれ以上のことはなかったということで聞いておりますので、特にそれについてはそれ以上は確認してないということでございます。

○徳丸委員長 井上委員。

○井上委員 分かりました。私も勉強不足なところがあるので、また勉強して直接伺いたいと思います。

以上です。

○徳丸委員長 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決します。

お諮りします。

本案の総務民生常任委員会所管分は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案の総務民生常任委員会所管分については本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

議案第64号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案件について説明を求めます。

山谷福祉課長。

○山谷福祉課長 それでは、議案第64号令和6年度千早赤阪村介護保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

12ページをお開きください。

歳出です。

保険給付費、介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費は、訪問介護や通所介護などの各サービスの利用回数の増や利用者の増によるものです。

地域密着型サービス介護給付費及び居宅介護サービス計画給付費は、利用者の増によるものです。

保険給付費、介護予防サービス等諸費、介護予防サービス計画給付費は、利用者の増によるものです。

保険給付費、その他諸費、審査支払手数料は、介護サービス利用者件数の増によるものです。

保険給付費、高額医療合算介護サービス等費の高額医療合算介護サービス費につきましては、介護保険と医療保険の利用者負担額が高額になった場合に定められた限度額を超えたときに支給する費用で、今年度の支給額に不足が生じるための増です。

14ページをお開きください。

地域支援事業費、介護予防生活支援サービス事業費の第1号訪問通所事業費につきましては、要支援1または2の人や介護予防生活支援サービス事業対象者が利用するサービス費用で、利用者の増によるものです。

続きまして、8ページをお開きください。

歳入です。

国庫支出金の介護給付費負担金調整交付金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業支払基金交付金の介護給付費交付金、地域支援事業支援交付金、府支出金の

介護給付費府負担金、地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業繰入金の介護給付費繰入金、地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業は、居宅介護サービス給付費や地域密着型サービス給付費などの増に伴うものです。

10ページをお開きください。

繰入金、基金繰入金、介護給付費準備基金繰入金は、財源更正に伴う増です。

以上、説明といたします。よろしく願いいたします。

○徳丸委員長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○徳丸委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○徳丸委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○徳丸委員長 異議なしと認めます。よって、本案は本会議において原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

これで本日の委員会を閉じ、令和6年12月総務民生常任委員会を閉会します。

皆さんお疲れさまでした。

午後0時01分 閉会

委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

総務民生常任委員会

委員長 徳丸 初美